

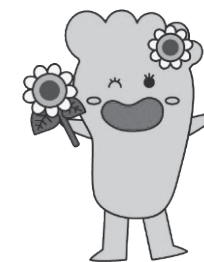
おいなんよ！あなんTOWN 令和8年度版 支援制度一覧

(令和8年6月15日現在)

目次



- I くらし・コミュニティ・交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2 P～
(くらし・移住定住・コミュニティとまちづくり・交通)
- II 子育て・教育・文化・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 P～
(子育て・学校教育・社会教育・スポーツ・文化)
- III 医療・福祉・健康・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4 P～
(医療・地域福祉・高齢者福祉・障がい者福祉・健康プラン)
- IV 産業振興・雇用創出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8 P～
(都市との交流・農業・林業・商業・工業)
- V 環境・防災・安全・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12 P～
(環境保護・保全・上下水道・エネルギー・生活基盤・防災・交通安全・防犯)



※補助金や助成金など町の支援制度をご紹介します。
※補助金や助成金を活用する場合は、基本的には事前に町への申請が必要となります。
※詳しくは、担当課（係）に直接お問合せいただくか、町ホームページをご覧ください。

I くらし・コミュニティ・交通

I-i くらし・移住定住

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
U I J ターン就業・創業支援事業補助金	三大都市圏から町内に移住し、県が認定した企業に就職した方	①世帯：100万円 ②単身：60万円	総務課 (企画財政係) ☎ 22-2141
空き家利用促進事業補助金	空き家の所有者	補助対象費の1/2以内 (上限 改修 100万円、解体 50万円)	
かえっておいないう奨励事業補助金	町出身者でUターンし、町内に住所を有し、町内外の事業所へ就職又は起業した方(6月以上)	50歳未満のUターン者：12万円	振興課 (商工観光係) ☎ 22-4055
就労祝い金	新卒者で町内に住所を有し、町内外の事業者によく用労働者として6月以上雇用された方	20万円	
住宅リフォーム補助金	①現に居住している個人住宅の増築・改築等の希望者 ②工事費が20万円(消費税を含む)以上のリフォーム	町内施工業者によるリフォーム工事費の2/10(上限20万円) ※工事着工前に必ず申請してください	建設環境課 (環境水道係) ☎ 22-4053
住宅新築事業補助金	65歳未満で、町内への住宅の新築希望者	①新築100万円 (地元業者施工の場合は150万円) ②土地取得費用の1/2(上限100万円) ※工事着工、土地売買契約前に必ず申請してください	

I-ii コミュニティとまちづくり

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
集会施設等整備支援事業補助金	集会施設等 ※照明LED化、エアコン設置なども対象 ※改修資材等の原材料支給可	補助対象費の8/10以内 (上限 新築700万円、改築200万円、改修100万円)	総務課 (企画財政係) ☎ 22-2141
まちづくり事業補助金	町内在住者で組織する地域づくり団体等	補助対象費の7/10以内 (3年間で100万円上限)	
協働のまちづくり活動補助金	集落区や複数の集落	補助対象費の7/10以内 (上限30万円/年、3年間継続可)	

I-iii 交通

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
タクシー券交付	町内移動又は町内からJR温田駅若しくは門島駅への移動にタクシーを利用する方	タクシー券購入費用の8/10 ※役場本庁及び各出張所で購入	総務課 (企画財政係) ☎ 22-2141
運転免許返納者対策	運転免許証を返納した方	南部公共バス・町民バスの利用料無料 ※乗車時に運転免許経歴書を掲示	

II 子育て・教育・文化

II-i 子育て

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
結婚祝金 ※	町に居住及び住所を有する夫婦	1組 10万円	住民税務課 (住民係) ☎ 22-4052
出産祝金 ※	出産時に町に居住及び住所を有する父母で、親子ともに住所を有して同居し、子の養育及び監護を行う父母	1子につき 20万円	
チャイルドシート子育て支援事業補助金 ※	町に居住及び住所を有する6歳未満の子どもの保護者	チャイルドシート購入費 (上限3万円/件)	
給食費及び副食費無償化	保育園、小中学校の保護者 (要保護及び準要保護児童生徒援助費受給者を除く)	無償 ※申請の必要はありません	教育委員会 (子ども教育係) ☎ 22-2270
卒業祝金	中学校を卒業する生徒の保護者	生徒一人当たり 5万円 (商品券)	

※ 町に永住意思のある方

II-ii 学校教育

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
特色ある学校づくり	町内小中学校 6校	定額（毎年度）	教育委員会 (子ども教育係) ☎ 22-2270
高校通学等補助金	バス・電車を利用して通学、下宿アパートを利用している町内の高校生	補助対象費の 4/10 以内	
修学資金利子補給金	教育ローンや奨学金を利用している方	指定金融機関からの借入基準額の利子相当分	
各種検定助成	児童生徒保護者	英検、漢検、算検、数検の検定料の 1/2 (各検定 1 回)	

II-iii 社会教育・スポーツ・文化

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
社会教育活動	①公民館・育成会、②社会教育団体 ③文化財保存団体、④少年少女スポーツ団体	① ② ③：定額（毎年度） ④上限額：75,000 円	教育委員会 (社会教育係) ☎ 22-2270

III 医療・福祉・健康

III-i 医療

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
めばえ支援助成	1年以上住所を有し、医師から不妊症と診断され不妊治療を行っている方	不妊治療に係る保険診療適用外の検査費及び診療費の 1/2 以内 (上限 15 万円)	民生課 (健康支援係) ☎ 22-4051
医療技術者等確保対策奨学金返還支援補助金	町内医療機関・福祉施設に医療技術者として勤務し、奨学金返還を行っている 40 歳未満の方	奨学金返還月額的全額 (上限 15,000 円/月) ※ 町外者は、50% (上限 7,500 円/月)	
医学生・看護師等修学資金貸与	将来、町内の医療機関に医師、看護師等として従事しようとする方	医 師：月額 20 万円以内 看護師等：月額 5 万円以内	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
妊婦のための支援給付	妊婦対象 ①経済的支援 ②相談支援事業（保健師・助産師等の訪問相談）	1回目：5万円（妊娠届出後） 2回目：5万円×胎児の数 ※流産・死産・人工妊娠中絶も対象	民生課 （健康支援係） ☎ 22-4051
高齢者インフルエンザ予防接種助成	65歳以上の方又は60歳以上65歳未満で、特定の基礎疾患のある方	個人負担1,000円	
高齢者肺炎球菌予防接種助成	未接種の方で、接種日に65歳の方又は60歳以上65歳未満で、特定の基礎疾患のある方 ※66歳以上の方も令和8年度末までは対象	個人負担2,000円/1回限り	
带状疱疹予防接種助成	①任意接種 ・50歳以上の方 ※令和8年度末まで対象 ②定期接種 ・65歳・70歳・75歳・80歳・85歳・90歳・95歳・100歳 ・60歳以上65歳未満の方で特定の基礎疾患のある方 ※70歳以降は令和11年度末まで対象	接種費用の8割 ①生ワクチン（乾燥弱毒性生水痘ワクチン）：1回 ②不活化ワクチン（乾燥組換え带状疱疹ワクチン）：2回（2回目は1回目の接種から原則2か月後、遅くとも6か月後までに接種する） ※①②いずれか、所定回数限り	
おたふくかぜ予防接種助成	1歳以上7歳未満	接種費用の半額	
児童インフルエンザ予防接種助成	生後6か月から18歳（年度末年齢）までの方	個人負担 ①不活性化ワクチン 1回目 2,500円、2回目 1,500円 ②経鼻ワクチン 1回まで 4,000円	
がん患者へのアピアランスケア助成	がんと診断され、がんの治療（手術、薬物治療、放射線療法等）を受けた方、または現に受けている方	助成対象経費の1/2以内（上限2万円） ①頭髪補整具（ウィッグ、毛付防止等） ②乳房補整具（補正パッド、補正下着、人口乳房等） ③その他（補正用人工物）	

III-ii 地域福祉・高齢者医療・障がい者福祉

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
介護職員実務者研修受講料補助金	町内に所在する介護事業所等に勤務し、実務者研修の受講を希望する方	1人当たり受講料の10/10に相当する額(上限10万円)	民生課 (福祉係) ☎ 22-4051
介護事業所等の遠距離通勤支援事業補助金	遠距離通勤者(片道30キロメートル以上の方)に対し通勤手当及び通勤手当とは別に手当を支給している町内に所在する介護事業所等を運営する法人	①通勤手当の額と、片道通勤距離29キロメートルの通勤手当相当額の差額 ②通勤手当とは別に遠距離通勤に対する手当を支給した額	
介護職員等就労定着支援事業補助金	町内の介護施設等に、新たに常勤で就労した介護又は生活支援に従事する方	①就労した日から6か月経過した方 20万円 ②①に該当する方で3年就労し、引き続き勤務する意思のある方 20万円	
生活環境改善補助金	住民税非課税の70歳以上独居・高齢者世帯	町内取扱店で購入したエアコン購入費用の1/2(上限7万5千円)	
高齢者・障害者にやさしい住宅改良促進事業補助金	①65歳以上の要介護認定者 ②65歳未満の身体障害者手帳所有者 ※世帯所得制限あり	浴室・トイレ・居室等の改修費の9/10(上限63万円)	
配食サービス	①65歳以上の独居、高齢者世帯で、食事の調理・調達が困難な方 ②町長が必要と認めた障がい者	事業所が提供する配食サービス費 1食450円(1日1食まで)	
介護保険居宅サービス利用料負担軽減	前年度の介護保険居宅サービス利用者のうち利用料が一定額を超えた方	前年度利用料の1/2をあなん福祉商品券にて助成(予算額の範囲内)	
腎不全通院費補助金	身体障がい者手帳をお持ちの方で、人工透析のため通院する方	通院費の1/2 ※自家用車の場合は、 普通自動車 1L/10km 軽自動車 1L/15km	
軽度・中等度難聴児補助聴器購入費等助成	聴力レベルが、身体障害者手帳の交付対象外である18歳未満の方 ※専門医による診断が必要	国の定める基準額又は購入費用のいずれか低い額の2/3	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
障害高齢者通院支援事業補助金	70歳以上の障がい高齢者（認知症も含む）	福祉有償運送サービスの利用料 （上限1万円/年）	民生課 （福祉係） ☎ 22-4051
障がい者就労施設等通所費補助金	町内に住所がある方で、町内の障がい者施設に通所する方	通所にかかるバス代の1/2 （上限5千円/月）	
シニアクラブ活動助成	町シニアクラブ連合会 単位シニアクラブ	連合会 473,000円 単位クラブ 50人以上：44,000円 50人未満：26,000円	
福祉医療	①0歳～18歳 ②障がい者 ※要件あり ③母子家庭の母子等・父子家庭の父子等 ④特定疾患治療者	1レセプト当たり、300円を超える金額	

Ⅲ-ⅲ 健康プラン

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
人間ドック受診費用補助金	40歳～74歳の方 ※社保の方は、健保からの補助がない場合に限る	23,000円（1年に1回） ※国保の方が阿南病院を受診した場合 自己負担額は、11,777円	民生課 （健康支援係） ☎ 22-4051
後期高齢者人間ドック受診費用補助金	後期高齢者医療保険に加入の方	2万円（1年に1回）	
脳ドック費用補助金	当該年度中に41・46・51・56・61・66・71になる方	受診費用の半額 ※補助対象医療機関は、阿南病院、 瀬口脳神経外科病院	
歯科健診費用補助金	当該年度に20・30・40・50・60・70歳になる方	個人負担はありません。	

IV 産業振興・雇用創出

IV-i 都市との交流

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
グリーンツーリズム推進事業費補助金	町内に住所を有し、町内において農業体験民宿事業を行う方	①簡易宿所営業許可に係る旅館業経営許可申請手数料補助 1件当たり 20,000円 ②簡易宿所営業許可に係る旅館業経営承継承認申請手数料補助 1件当たり 6,000円	振興課 (商工観光係) ☎ 22-4055

IV-ii 農業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
「あなんの農産物を出荷して販売しよう」事業補助金	①基礎型 出荷販売促進事業 町内に住所と農地を有し、基幹農産物を出荷及び販売する方又は団体 ②拡大型 農業施設等整備事業 町内に住所と農地を有し、高収益農作物導入のための施設を整備し、出荷及び販売する方 ※①、②のいずれも専ら家庭で消費する農作物の生産者は除く。 ※②アは、長野県農業共済組合等の施設園芸に加入するか、加入ができない場合は本人負担で修繕を行うこと。 ※②の補助を受けた後、3か年は収支報告書の提出が必要。	①大豆を町指定加工事業者へ出荷した場合（出荷量1kg当たり） 1級 450円 2級 400円 3級 350円 格外 200円 ②農業施設等整備 ア：パイプハウス（50㎡以上）事業費 10万円以上の5/10以内 （上限100万円） イ：冬期間の出荷作物の拡大や寒さ対策に必要な附帯設備費用（50㎡以上）事業費10万円以上の5/10以内 （上限50万円）	振興課 (農政係) ☎ 22-4055
農地流動化促進事業奨励金	農地を借り受けて町内で農業に従事する方	①町内に住所を有する方 10アール当たり1万円 ②町外に住所を有する方 10アール当たり5千円	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
農業機械等導入事業補助金	町内に住所を有し、新たに事業を行うために農業機械等を導入する認定新規農業者等又は認定農業者等	①農業用機械の導入 事業費 100 万円以上の 2/3 以内 (上限 500 万円) ②農業用施設の新設及び改修 事業費 100 万円以上の 1/2 以内 (上限 500 万円)	振興課 (農政係) ☎ 22-4055
新規就農研修給付金	長野県及び全国農業会議所が実施する指定された研修を受ける者 (5 年以上農業に従事することが条件)	研修期間中月額 4 万円 (最長 2 年間)	
有害鳥獣防除柵等設置事業補助金	町内に住所と自ら耕作する 5 アール以上の農地を有する方	事業費 3 万円以上の 5/10 以内 (上限 50 万円)	
遊休荒廃農地活性化対策事業補助金	遊休荒廃農地を取得又は 3 年以上利用権設定をした農業従事者又は団体	遊休荒廃農地の解消を図る草刈り、耕起及び整地に要する経費 10 アール当たり 3 万円以内	
畜産人工授精振興補助金	町内で畜産業を営み、町税の滞納がない方	牛の人工授精 1 回当たり 5,000 円 (1 頭当たり 2 回まで)	
養鶏振興補助金	町内に住所を有し、町内で養鶏業を営み、町税の滞納がない方	ニューカッスル病予防ワクチン投与又は購入に要する経費の 1/2 以内	
農業振興補助金	①経営安定事業 ア：導入した乳牛、肉用繁殖牛、肉用肥育牛に係る運賃・輸送保険の費用補助 イ：野菜価格安定基金の掛金に要する経費 ウ：果樹共済掛金に要する経費 エ：収入保険加入掛金に要する経費 ②農業経営環境保全対策事業 農業用廃プラスチック適正処理に係る経費	①経営安定事業 ア：1 頭につき 5 万円以内 イ：掛金の 1/3 以内 ウ：掛金の 2/10 以内 エ：掛金の 3/10 以内 (上限 5 万円) ②農業経営環境保全対策事業 処理費用の 1/3 以内	
農薬飛散防止設備整備事業補助金	町内に住所と自ら耕作する農地を有し、町税等の滞納がない方又は団体	事業費 3 万円以上の 5/10 以内 (上限 25 万円)	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
水田農業持続化支援金	①町内で水田農業を経営する方 ②町に届出た米販売事業者に町産の玄米を出荷した方	①水田農業経営者1人当たり1万円 ②玄米1俵当たり加算金(上限あり)	振興課 (商工観光係) ☎ 22-4055

IV-iii 林業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
森林整備事業補助金	森林経営計画を樹立し、認定を受けた事業者(森林組合等)	森林整備事業(に要する経費の10/10以内の額)	建設環境課 (建設林務係) ☎ 22-4053
高性能林業機械導入補助金	①町内に事務所を有する林業事業者 ②長野県が定める高性能林業機械導入推進補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受け、高性能林業機械を導入する事業者	県要綱に基づく高性能林業機械の導入事業費に別に定める率を乗じた額 (※1年度につき、1回を限度)	
有害鳥獣駆除事業補助金	猟友会各支部 ※スズメバチ駆除及び新規狩猟免許取得補助は町内に住所を有する方	①有害鳥獣等駆除補助 定額(スズメバチは、女王蜂1匹当たり100円以内) ②新規狩猟免許取得補助 免許取得経費の1/2 ③有害鳥獣駆除従事者講習会補助 講習会受講経費	
有害鳥獣等捕獲檻設置及び管理事業補助金	支援内容①及び② 阿南町有害鳥獣駆除対策協議会 支援内容③ 町内に住所を有し、かつ、町内猟友会に入会し、有害鳥獣捕獲従事適格者に推薦されている方	①サル大型捕獲檻の購入・設置 国・県の補助を受けて実施したサル大型捕獲檻の購入・設置事業について、購入・設置に係る経費から国・県の補助金の額を控除した額 ②サル大型捕獲檻の管理 サル大型捕獲檻の管理に関する費用(一つの檻当たり年間4万円) ③捕獲檻購入補助事業(サル大型捕獲檻以外) 捕獲檻購入費に係る経費の10分の4(購入費10万円を上限)	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
みどりの少年団活動事業補助金	阿南みどりの少年団	定額（毎年度）	建設環境課 (建設林務係) ☎ 22-4053
しいたけほだ木造成支援事業補助金	町内で原木しいたけを生産する方 ※阿南町特用林産振興会の会員であること	しいたけほだ木造成・購入費用 1本あたり200円（上限20万円） ※ほだ木の本数：80本以上	
荒廃竹林等整備促進事業あっせん	区、組、任意団体（以下「区等」という。）が属する区長の承認を受けた区等 ※作業前の傷害保険の加入が必要	自走式木材粉碎機・竹用除草材無償利用あっせん ※対象竹林は、1アール以上の道路・河川・公共施設・人家に隣接する竹林等	
松くい虫予防対策事業補助金	町内に住所を有する方	松くい虫予防のための樹幹注入剤購入費の50%以内 ※対象は、森林以外（庭木・墓地など）にある松	

IV-iv 商業・工業

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
がんばる企業応援補助金	町内で5年以上操業を続ける製造業を営む企業	工場の増改築等を行う場合に要する経費の1/2以内（上限1,000万円）	振興課 (商工観光係) ☎ 22-4055
商工業機械備品リフレッシュ補助金	町内で営業している商工業を営む方で機械備品の更新等をする方	機械備品の導入費（除消費税） 10万円以上の6/10以内(上限30万円)	
商店等リフレッシュ補助金	町内で営業している商工業を営む方で店舗リフレッシュ工事及びリフレッシュに伴う広告宣伝費	事業費10万円以上（除消費税） 6/10以内（上限30万円）	
創業支援資金利子補給金	長野県中小企業融資制度に定める創業支援向け融資を受けた方	金融機関に支払った利子分	
県中小企業融資制度資金保証料補助金	町内で商工業を営む方	融資に対する保証料助成	
商工業用店舗工場新築改築事業補助金	店舗や工場を新・改築するため1,000万円以上の資金を借り入れた、町内で商工業を営む方	借入金額の1/10以内（上限100万円）	

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
来客用駐車場等整備事業補助金	来客用の駐車場を整備した、町内で商工業を営む方	事業費 7/10 以内 (上限 100 万円)	振興課 (商工観光係) ☎ 22-4055
中小企業退職金共済制度加入促進補助金	制度に加入している事業主の方	雇用した方 1 人当たり、1 か月 1,000 円を補助 (3 年間まで)	
雇用奨励補助金	新卒者を 6 月以上常用雇用した町内事業者	1 人 25 万円	

V 環境・防災・安全

V-i 環境保護・保全

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
雨水貯留施設設置補助金	町内に住所を有する個人又は町内に事務所を有する法人で、自らが所有する町内に存する建築物において雨水貯留施設の設置を行おうとする者又は建築物の所有者の同意を得た占有者 ①建築物の雨どい等に接続し、架台等で固定されていること ②貯留槽の容量が 100ℓ 以上かつ「15ℓ×世帯人数×3日」を超えること	補助対象経費の 1/2 ①100ℓ～500ℓ 未満 (上限 25,000 円) ②500ℓ 以上 (上限 5 万円) ※1敷地内の上限 10 万円 ※タンク単体のみの購入は対象外	建設環境課 (環境水道係) ☎ 22-4053
生ごみ処理機 (購入) 補助金	①生ごみ処理機の購入希望者 ②購入金額が 3 万円 (消費税除く) 以上の機種	購入費の 1/3 (上限 2 万円) ※1世帯につき 1 基まで ※過去に補助金交付を受けている場合は 5 年以上経過していること	

V-ii 上下水道

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
水道施設整備補助金	①水道新規加入者で、本管から量水器までの新設工事希望者 ②水道加入者で、増圧ポンプの設置希望者 ③井戸等の給水施設工事希望者 ※共通：町内に居住し、永住の意思のある方	①、②工事費用の 8/10 以内 ③工事費用の 9/10 以内	建設環境課 (環境水道係) ☎ 22-4053

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
下水道施設整備補助金	町内に居住及び住所を有し、かつ永住の意思があり、農集排区域内に住所を有し、新たに町農集排へ加入した者が行う、本管から公共マスまでの工事希望者	工事費用の 8/10 以内	建設環境課 (環境水道係) ☎ 22-4053
合併処理浄化槽等設置整備補助金	町内において合併処理浄化槽を設置しようとする者 ※借家の場合は所有者の承諾が必要	5人槽 342,000 円 7人槽以上 414,000 円 8人槽以上の二世帯住宅 537,000 円	
合併処理浄化槽送風機修繕等補助金	合併処理浄化槽を設置し、主に居住を目的とした住宅で 5~10 人槽以下の合併処理浄化槽の管理者、かつ補助金交付請求時において町内に住所を有する者	補助対象経費の 2/3 ア使用開始から 2 年を経過している送風機の更新 (上限 3 万円) イ更新設置から 2 年を経過している送風機の更新 (上限 3 万円) ウ送風機修繕等 (上限 1 万円)	

V-iii エネルギー

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
太陽光発電システム・蓄電システム設置費補助金	町内に住所を有し、自ら居住する又は居住する予定の町内の住宅 (店舗との併用住宅を含む。) へ住宅用太陽光発電システム又は蓄電システムを設置した者 (初期投資なく当該設備の設置を可能とする事業に該当するものを除く。) ①太陽光発電システム 自宅の屋根等に 10 キロワット未満の太陽光発電システムの設置希望者 ②蓄電システム 自己の所有する太陽光発電システムで発電した電気を蓄電し、ZEH の対象蓄電池を設置するもの	①発電能力 1 キロワット当たり 5 万円 (上限 20 万円) ②システムに要した経費の 1/3 (上限 30 万円)	建設環境課 (環境水道係) ☎ 22-4053
太陽熱温水器設置補助金	町内に住所を有し、自らの生活の利用に供するために住宅用太陽熱温水器を住宅の屋根等の適した場所に設置した者	設置費の 1/3 (上限 5 万円) ※1 戸につき 1 基まで	

V-iv 生活基盤

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
生産・生活基盤整備事業補助金	①用水路整備希望者 ②町のため池台帳に記載されているため池整備の希望者 ③災害で被災した農地、井水等の復旧希望者 ④農地の区画整理、暗渠排水等の工事希望者 ⑤農道、農業用作業道整備（幅員 1.5m以上）希望者 ⑥畜舎及び付帯施設の新改築希望者 ⑦農家が災害に備えるための防災設備	①事業費の 95%以内（上限 200 万円） ②事業費の 95%以内 ③農地：事業費の 98%以内 井水・農業用作業道：事業費の 95%以内 ④事業費の 95%以内（上限 250 万円） ⑤事業費の 95%以内（上限 200 万円） ⑥事業費 1 件 50 万円以上 50%以内（上限 50 万円） ⑦発電機 1 件 100 万円以上 1/3 以内（上限 100 万円） ※①～⑤町内に住所が無い方は、事業費の 30%以内	振興課 （農政係） ☎ 22-4055
	①災害で被災した宅地等の復旧希望者 ②自宅玄関から公道までの間の私道の舗装、排水等の工事希望者 ③地下からの不明水、浸透水等の湧水に対し、処理工事（暗渠排水）をする場合	①宅地 90%以内（上限 500 万円） ※町内に住所及び宅地を有する者 ②事業費の 90%以内（上限 200 万円） ※町内に住所及び宅地を有する者 ③事業費の 50%以内（上限 30 万円） ※町内に住所及び宅地を有する者 ※側溝整備など宅地内の排水にかかる工事費は含まない	建設環境課 （建設林務係） ☎ 22-4053
地元施工原材料支給	小規模の農道・水路・町道・林道の改修や修繕を行う区、管理組合	小規模の農道・水路・町道・林道の改修や修繕を行うためのコンクリートや黒パイプなどの原材料支給及び重機やトラックなどの借上料を助成	振興課（農政係） ☎ 22-4055 建設環境課 （建設林務係） ☎ 22-4053

V-v 防災

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
自主防災組織施設整備事業費補助金	自主防災組織	防災の資機材整備事業費の 3/4 以内 (上限 30 万円)	総務課 (危機管理防災係) ☎ 22-2141
飲料水タンク設置補助金	町内に住所を有する個人で、自らが所有する建物等に飲料水タンクの設置を行おうとする者又は建築物の所有者の同意を得た占有者	40ℓ以上の飲料水タンクの設置費用 ①雨水貯留施設(タンク)を併せて設置する場合(設置費の8割、上限80万円) ②単体で設置する場合(設置費の7割、上限70万円)	
消防団員準中型自動車免許取得費補助金	阿南町消防団員(普通自動車免許を所持している者であって、準中型免許を必要とする者)	①普通自動車免許を所持している者であって、準中型免許の取得に係る経費(上限15万円) ②普通自動車免許(オートマチック限定免許)を所持している者であって、準中型免許の取得に係る経費(上限17万円)	
住宅・建築物耐震改修促進事業補助金	①現に居住している住宅の耐震補強等を希望する住宅の所有者 ②町の無料耐震診断の総合評点が1.0未満の既存木造住宅であること ※昭和56年5月31日以前に着工された住宅であること ※所得制限あり	①既存木造住宅耐震補強：対象経費の1/2以内(上限115万円) ②耐震シェルター等設置：対象経費の1/2以内(上限20万円) ※1階に設置する場合に限る	建設環境課 (環境水道係) ☎ 22-4053

V-vi 交通安全・防犯

事業区分	対象者	支援内容	問合せ先
特殊詐欺等被害防止対策機器購入費補助金	65歳以上の方	迷惑通話の内容を自動的に録音する電話機及び電話機に接続して用いる機械購入及び設置費用の2/3(上限5,000円) ※1世帯1回限り	建設環境課 (環境水道係) ☎ 22-4053